

板橋区商店街活動支援金交付要綱

(令和2年12月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響で、売上げが減少し、又は経費負担が増加している商店街の事業継続を支援することにより、商店街を核とした地域コミュニティの持続化を図ることを目的とする。

(支援対象)

第2条 この要綱において支援対象とする商店街は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

(2) 次に掲げる事項に照らし、区長が商店街と認めるもの

ア 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されている一定の区域（以下「当該区域」という。）であること。

イ 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

ウ 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

エ 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、商店街が暴力団員等（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）又は次に掲げる団体に該当する場合は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(支援の種類)

第3条 この要綱による支援は、商店街に対する支援金（以下「支援金」という。）の交付とする。

(支援金の交付額)

第4条 前条の支援金の交付額は、一の商店街の会員一人につき月額金6,000円に会員数を乗じて得た額の3か月分として積算し、第2条第1項第1号に規定する商

式)により、申請者に通知するものとする。

- 3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 区長は、第1項の規定により、支援金の交付決定を承認したときは、遅滞なく支援金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、前条第1項の規定により支援金の交付決定の承認を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
 - (2) 支援金をこの要綱の目的以外に使用したとき。
 - (3) 支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により、支援金の決定の全部又は一部を取り消したときは、支援金交付決定取消通知書(別記第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 交付決定者は、前条第1項の規定により支援金交付決定を取り消された場合であって、当該取り消された部分について取消し後の金額以上に支援金を交付されているときは、区長が別に定める期限までにその差額を返還しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者(第8条第1項の規定により支援金交付決定の全部を取り消された者を除く。)は、支援金交付実績報告書(別記第5号様式)により、区長が定める期日までに区長に支援金の用途に係る実績を報告しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

- 第11条 交付決定者は、第8条第1項の規定により支援金交付決定の全部又は一部を取り消された場合であって、第9条の規定により支援金の返還を命じられたときは、当該命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の受領額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 交付決定者は、支援金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除

く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の期間を含む期間も365日当たりの割合とする。

(支援金に付すべき条件)

第12条 区長は、商店街に支援金を交付するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 支援金により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (2) 取得財産等については、商店街事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等(取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものに限る。)を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないものとする。
- (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した支援金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならないこと。
- (5) 商店街事業の完了後、区長から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は商店街事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第13条 商店街は、前条第3号の規定による承認を受けようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(別記第6号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、板橋区商店街活動支援金交付要綱に係るすべての処理が完了した時に、その効力を失う。

板橋区商店街活動支援金支給申請書兼請求書

（宛先） 板橋区長

所在地

事業者名

代表者名

板橋区商店街活動支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり支援金を交付申請するとともに支援金を請求します。

記

1 会員数（A） _____人

2 支給申請額 金 _____円

※会員数（A）×6,000円×3か月分を支給します。

※上限額は第2条第1項第1号に規定する商店街は300万円まで、同項第2号に規定する商店街は150万円までとなります。

3 事業計画書 （別紙のとおり）

4 会員名簿の写し （別紙のとおり）

[請求書]

板橋区商店街活動支援金交付申請書兼請求書

(宛先) 板橋区長

所在地

事業者名

代表者名

板橋区商店街活動支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 _____ 円

別紙（別記第1号様式関係）

事業計画書

名称			
代表者名		電話番号	

経費種別	<p><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症感染防止に要する経費 _____円 (消毒液、フェイスシールド等の購入)</p> <p><input type="checkbox"/> イベント等誘客施策に要する経費 _____円</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の清掃活動、防犯パトロールに要する経費 _____円</p> <p><input type="checkbox"/> 商店街設備の更新に要する経費 _____円 (街路灯の軽微な修繕、AEDの更新等)</p> <p><input type="checkbox"/> 商店街の広報・広告・新規会員加入促進に要する経費 _____円</p> <p><input type="checkbox"/> 買い物代行サービス、宅配サービスの活用に必要な経費 _____円</p> <p><input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、商店街の運営に必要な経費 _____円</p> <p>※該当する項目にチェック☑してください。</p>
実施概要	
目的・効果	

別記第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

所在地
事業者名
代表者名

様

板橋区長

板橋区商店街活動支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区商店街活動支援金について、下記のとおり交付の決定をしたので、板橋区商店街活動支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付金額

金 _____ 円

別記第3号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

様

板橋区長

板橋区商店街活動支援金交付不承認通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区商店街活動支援金について、下記の理由により交付決定を不承認としたため、板橋区商店街活動支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 不承認理由

別記第4号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

所在地
事業者名
代表者名 様

板橋区長

板橋区商店街活動支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け（事案番号）で決定のあった板橋区商店街活動支援金について、下記の理由により交付取消決定をしたので、板橋区商店街活動支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

なお、すでに板橋区商店街活動支援金を受領している場合は、取消しに係る支援金について、下記のとおり、区長の指定する期日までに別紙納入通知書により返還金を納入してください。

記

1 取消決定の理由

2 返還金額

金 _____ 円

3 返還期限

年 月 日

板橋区商店街活動支援金交付実績報告書

（宛先） 板橋区長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

板橋区商店街活動支援金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 経費種別
- 新型コロナウイルス感染症感染防止に要する経費 _____円
（消毒液、フェイスシールド等の購入）
 - イベント等誘客施策に要する経費 _____円
 - 地域の清掃活動、防犯パトロールに要する経費 _____円
 - 商店街設備の更新に要する経費 _____円
（街路灯の軽微な修繕、AEDの更新等）
 - 商店街の広報・広告・新規会員加入促進に要する経費 _____円
 - 買い物代行サービス、宅配サービスの活用に関する経費 _____円
 - 前各号に掲げるもののほか、商店街の運営に必要な経費 _____円
- ※該当する項目にチェック☑してください。

2 合計金額 金 _____円

3 実施概要

4 成果

別記第6号様式（第13条関係）

年 月 日

板橋区商店街活動支援金に係る取得財産等処分承認申請書

（宛先） 板橋区長

所在地

事業者名

代表者名

板橋区商店街活動支援金により取得した取得財産等の処分について、板橋区商店街活動支援金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分子定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分子定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分子定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 4 処分子定の取得財産等の設置場所
- 5 処分子定方法
- 6 処分子定理由